

答 申 第 48 号

**三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申**

令和 2 年 9 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 31 年 4 月 30 日付けで三重県個人情報保護条例（平成 14 年三重県条例第 1 号。以下「条例」という。）に基づき行った、「特定の個人に関するインシデント報告書」についての保有個人情報開示請求に対し、三重県病院事業庁長（以下「実施機関」という。）が令和元年 5 月 27 日付けで行った保有個人情報不存決定（以下「本決定」という。）の取消しを求めるものである。

3 審査請求の理由

審査請求書、反論書、意見書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

本件のインシデント 3 件は、いずれもヒヤリハットの軽微なものではなく、患者の身体に具体的な傷害を生じ、検査と共に医療措置を必要とした明らかな医療事故であり、必須報告に該当する重要インシデントである。不存はあり得ない。

また、実施機関は、インシデント報告は報告者の自発性に負うところが大きく、本件では実際に報告されていないことを不存の理由とするが、報告者に責任を押し付け、報告自体や報告内容をチェックする組織体制が実施機関にないことが間違いである。これは実施機関において、重要な医療安全対策そのものが適切に実施されていないという深刻な実態である。

なお、他の自治体では、当然に作成されるべき公文書について不存とした処分であっても、それを不当として作成し開示するよう指導答申した審査事例もある。

4 実施機関の説明要旨

インシデント報告書は、院内で発生したインシデントについて、院内の関係者で情報を共有し、病院全体で同様のインシデントの再発防止策の検討に活用することを目的として収集している情報である。

そのため、インシデント報告書は、多職種の職員から事実をありのままに積極的に報告してもらうことが重要であるが、その性質上、報告は職員の自発性に負うところが大きく、本件の事案については報告がされていないため、不存である。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討し、条例を適正に解釈して、以下のとおり判断する。

(1) 本決定の妥当性について

審査請求人は、本件の事案はいずれも明らかな医療事故であり、インシデント報告書の不存はあり得ないと主張している。

そもそもインシデント報告書は、実施機関が医療における安全確保のために定める医療安全管理指針に基づき作成されるものであり、医療事故には至らなかったが、発

見、対応等が遅れば患者に有害な影響を与えたと考えられる場合やその他、日常診療のなかで危険と思われる状況について、院内の関係者で共有し、同様のインシデントの再発防止策の検討に資する情報として収集するものである。

当審査会で当該指針を確認したところ、医療事故については関与した全ての職員が報告を行うことと定められている一方で、インシデントについては職員が自発的に報告することが定められており、報告は義務付けられておらず、その要否の判断は職員により行われるものと考えられる。

また、実施機関の説明によれば、三重県病院事業庁医療事故等公表基準に基づき、発生事案は、患者に与えた影響度に応じ0から5までのレベルに区分され、0、1、2、3 aについてはインシデント、3 b、4 a、4 b、5については医療事故と分類しているとのことである。

そこで、実施機関に対し、本件の事案がカルテの記載内容等を踏まえ、結果的にどのレベルに相当するものが確認したところ、いずれもレベル3 a以下に相当すると評価され、インシデントとして分類される事案であったとのことである。

次に、当審査会において実施機関に聴取したところ、本件請求を受けて、実施機関はシステム上で該当するインシデント報告書を探索したが、いずれの事案についても存在しないことを確認し、また、事案発生当時の担当職員に対し聴取したが、いずれの事案についても報告されていないことを確認したとのことである。

したがって、本件の事案はいずれも報告が義務付けられるものではなく、あくまでも職員の自発報告によるものであり、インシデント報告書が作成、報告されていないため保有していないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

以上のことから、実施機関の行った不存在決定は妥当である。

(2) 結論

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 1 . 1 0 . 7	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 1 . 1 1 . 6	・ 実施機関を經由して反論書の受理
R 2 . 2 . 1 8	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 2 . 4 . 1 3	・ 審査請求人より意見書の提出
R 2 . 6 . 2 4	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 (令和2年度第2回第2部会)
R 2 . 7 . 2 2	・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和2年度第3回第2部会)
R 2 . 8 . 2 6	・ 審議 (令和2年度第4回第2部会)
R 2 . 9 . 2 3	・ 審議 ・ 答申 (令和2年度第5回第2部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	岩 崎 恭 彦	三重大学人文学部准教授
委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
委 員	川 本 一 子	弁護士
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	坂 口 知 子	税理士
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、印を付した会長職務代理者及び委員によって構成される部会において調査審議を行った。